

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289  
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階  
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878  
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階  
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2021 新春号

2021年1月発行 第101号



## ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済は深刻な影響をうけておりますが、皆様におかれては万全の対応をなさっておられることと存じます。

昨年度成立した民商事立法としては、臨時国会で成立し12月11日公布された「卵子提供で出生した子の母は出生した女性とする」という生殖補助医療の関連法があります。この親子関係の規律は公布の日から1年経過した日から施行されます。

本年度は、かねて重要な課題となっておりました所有者不明土地問題に対処するため、民法及び不動産登記法の見直しがなされ、通常国会に改正法案が上程される見込みです。ご承知のとおり、相続登記がなされないこと等により発生する所有者不明土地について、2018年には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」、2019年には「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立しましたが、抜本的な解決策ではなく、所有者の探索に多大な時間と費用を要し、土地の円滑・適正な利用に支障が生じ、今後、相続が繰り返されることで益々深刻な問題になるおそれが生じておりました。

本年度通常国会に上程される見込みの法案は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(2020年7月3日関係閣僚会議決定)、法制審議会による答申に基づき、①「所有者不明土地の発生を予防するための仕組み」、②「所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み」、③「隣地所有者による利用を認める方策」が折り込まれ、所有者不明土地問題を中長期的視野で抜本的に解決しようとする内容です。その詳細は、逐次、事務所ニュースで解説いたします。

高橋瑛輝弁護士、岩城方臣弁護士、大澤武史弁護士が、本年1月より社員弁護士(パートナー)に就任し、本行克哉弁護士が、本年1月より、事務所の留学制度に基づき米国ノースウェスタン大学に留学することになりました。また、昨年末をもって、南純弁護士、山本淳也弁護士が退職し、南純弁護士は衆議院議員選挙に出馬する決意を固め、山本淳也弁護士はご自身の目標に向け、各々新たな出発をします。そして、本年1月より、新進気鋭の山村真吾弁護士(大阪事務所配属)、中嶋章人弁護士(京都事務所配属)、久保貴裕弁護士(大阪事務所配属)、檀淵陽弁護士(東京事務所配属)を迎えました。それぞれの抱負とご挨拶は10頁以下に記載のとおりです。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

当事務所オブカウンセル弁護士森本滋京都大学名誉教授の指導の下、当事務所の中堅・若手弁護士の研究会の成果として、今春、商事法務研究会より「内部通報制度の理論と実務」を発刊いたします。昨年成立した改正公益通報者保護法も踏まえ、企業のコンプライアンス経営の推進、企業価値の向上の観点から、理論と実務双方から総合的に検討した、制度利用者必携の書です。是非ご購入いただきますようお願いいたします。

右の写真は、昨年、コロナ禍のなか、大自然の渓谷に単独行したときのスナップです。本年もこのように元気に活動できることを願っています。



会長弁護士 中 務 嗣治郎

# 謹賀新年



旧年中は大変お世話になり、有難うございました。  
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。  
よろしくお願い致します。

## 弁護士 岩城 本臣

私は写真を撮るのも見るのも好きです。しかし、昨年写真アルバムを繰ってみましたが、例年に比べ数が圧倒的に少ないのです。コロナ禍の影響がこんなところにも表れています。「ピンチをチャンスに」とはよく言われますが、「コロナ禍」をショックとしか捉えず元に戻るタイミングを計ることだけ考えるのか、第三次世界大戦と捉え新時代に向けて「構造改革」を考えるのか。私は、構造改革のチャンスと考え次なる時代に向かいたいと思います。

写真は、私の故郷高野山の山あい位置する天野盆地に、5年前に大阪市内から移転してきた蕎麦処「凡愚」です。



## 弁護士 村野 譲二

コロナ禍の中で、図らずも、少子高齢化と労働人口減少の中での労働生産性の改善と多様で柔軟な働き方を選択可能な社会の実現を目指す「働き方改革」の壮大な実験が行われています。

同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、テレワーク、副業・兼業の推進など柔軟な働き方の環境整備が一挙に進み、この流れは定着するでしょう。

国民一人一人が自らの働き方を見つめ直す契機となり、労務管理の面でもこれらの状況を十分理解した施策が必要となります。



## 弁護士 安保 智勇

昨年初に病に倒れ、退院以降自宅勤務していましたが、今年は事務所になんとか復帰したいと思っております。しかし、新型コロナの影響で世間でも自宅勤務は珍しくなくなったようです。

皆さまも健康に留意され、今年1年健やかな年を過ごされるよう祈っております。

## 弁護士 森 真二

去年は、弁護士として働き方を見直す切掛けの年でもありました。事件の打ち合わせも、五割はWeb会議で十分で済ませられるのではないのでしょうか。しかし、微妙な点になるとやはりWeb会議では無理です。試行錯誤を繰り返しながら、この時代を乗り越えたいと思っています。

写真は師走の京都下鴨神社です。「幸先詣(さいさきもうで)」に行きました。聞き慣れない言葉ですが、幸先よく新年を迎えられるようにとの願いが込められている、とのこと。『初詣』の分散参拝です。こればかりはWebで済ますのには抵抗がありますね。



## 弁護士 加藤 幸江

非日常が常態化してしまった2020年が過ぎ去り、新しい年を迎えました。今年がどのような1年になるのか、いつもよりちょっと緊張感をもって一步を踏み出しています。

スーパーコンピュータ富岳は昨年も4部門において世界第一位となり、新型コロナウイルス感染症における飛沫の拡散に関するシミュレーションは、富岳を身近なものに感じさせてくれました。大学時代に数学の教授から、「コンピュータを法律分野でいかに活用できるか」という課題を与えられたときのことを思い出します。予想できなかった現在です。

今年もよろしくお願いいたします。



## 弁護士 中光 弘

去年は仕事のやり方を考える機会になりました。場所は事務所で見なければならぬわけではなく、仕事の内容に応じて柔軟に場所を選択するようになりました。紙を用いなければならぬわけではなく、画面で見ながら打ち合わせができるようになりました。ただ、何度やっても、やはり面と向かって打ち合わせをするのに勝るものはないと感じています。

今後は、事前に打ち合わせの重要度や位置づけを整理して、実際にお会いする場合とWEB会議とする場合とうまく使い分けていきたいと思っています。





### 弁護士 中務 正裕

昨年は想像もしなかったコロナ禍の中で社会が大きく変容した1年でありました。リモート会議が当たり前となり時間を柔軟に有意義に使えるようになった反面、生身で相対するなかで生まれる議論や連帯感の力というものが発揮しにくくなった気がします。

昨年4月より大阪事務所所長に就任いたしました。より一層身を引き締め、いかなる時代・社会となろうとも、依頼者の皆様のニーズに適時的確に応えていく事務所であるよう努めていきたいと思っております。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(写真は、大阪湾での太刀魚釣り。大漁釣果でした!)



### 弁護士 中務 尚子

数年前に始めた筋力トレーニングをこつこつ続けています。これまでの常識が覆るような世の中になった今、気分転換にもなりますので適度な運動はお勧めです。

昨秋の米国の大統領選を興味深く見ました。女性初の次期副大統領となったカマラ・ハリス氏が、11月初旬に美しい白いスーツで行った勝利演説を聞き、彼女の主義主張は全く知りませんが、知性を磨き続けることがいかに大切かと思い知りました。

写真は昨年に続き、愛犬(チワワ、オス、10歳、名前はチイスケ、性格温厚、健康状態良好)と一緒に。



### 弁護士 村上 創

昨年来、まだまだ落ち着かない日々ではありますが、少しずつ日常が戻ってきております。そうした状況に感謝しつつ、本年もクライアントの皆様のために邁進のみです。本年もよろしくお願いいたします。

昨年の就寝前の一時間の友は、John le Carré(昨年12月12日逝去、R.I.P.)の小説でした。題材は冷戦期の諜報戦で、両陣営が静かにぶつかり合う緊迫感と当時の英国の政治経済の厳しい状況を感じさせる立派な英文学です。本年もしばらくはle Carréを読み、鬱蒼としたロンドンの寒空を想像しながら一日を終える毎日を過ごすことになりそうです。



### 弁護士 小林 章博

2021年丑年。2009年(丑年)に開設した京都事務所もおかげさまで干支がひとまわりする年を迎えることができました。この12年の間に社会や経済も大きな変化がありましたが、変化に対応しつつ、クライアントの皆様のお役に立てる弁護士事務所を目指して、今年も一歩一歩着実に歩んで参りたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(写真は、牛にちなんで北野天満宮にお参りした際の1枚)



### 弁護士 錦野 裕宗

本年も、クライアントの皆様と共に悩み、考えることにより、より良い解決案を提示し、その経営判断を法的ロジックで勇気づけることを目指します。牛のように、誠実に、また前広な準備と根気強さをもって、目の前の案件に没頭したいと思います。コロナが去る日が遠くないことを願いつつ、ディスタンスに負けることなく、頑張ります!

(写真は、「紅葉の紀三井寺と俺」です。)



### 弁護士 鈴木 秋夫

去年は入金済みの公認マラソン大会が4回連続で中止になり、自己ベスト(2時間55分3秒)を更新する機会自体がなく、精神的に辛い1年間でしたが、「逆に次の大会までの十分な準備期間を確保できる」「厳しい環境の時こそ成長できるチャンスだ」と自分に言い聞かせて、毎月500キロ以上を走り込みました。腹囲が62センチまで絞れて、脂肪の少ない筋肉質な身体に仕上がっています。次の大会がいつになるか未定ですが、必ず2時間50分切りを達成したいと思います。

なお、普段のカロリー消費量が多く、太りにくいので、食べるときはがっつり行きます。



### 弁護士 藤井 康弘

昨年は、新型コロナウイルスの影響でこんな状況になるとは想像もしていなかった一年でした。裁判所も一斉に休廷となり、私が担当している大学院の授業もすべてオンラインでの授業となりました。自粛期間中に、ヨガを始めてみて、継続すれば効果が表れるもので、からだがかたくなりました。昨年は、何より健康が一番と感じた一年で、体も頭も柔軟に、また、今年一年頑張りたいと思っております。

写真は、コロナが少し治まっていた頃に、GoToトラベルを利用して頂きました。

今年は、安心して旅行できるようになることを心から祈っています。





### 弁護士 國吉 雅男

昨年は「鬼滅の刃」が大流行し社会現象にもなりました。私も物は試しとアニメの第1話を見た途端、そのクオリティの高さに度肝を抜かれ、全26話を一気に見ました。

商品販売の世界では、良い物であれば売れるわけではなく、良い物売るポジション戦略が重要だと言われて久しいですが、やはりクオリティの高さはマーケティング戦略においても大前提であると改めて思った次第です。

(写真は、ハワイオアフ島のKō Olina Golf Clubでティーショットを放つ瞬間です)



### 弁護士 瀧川 佳昌

昨年は感染症のため、社会のありかた、経済情勢等に大きな変化が生じた一年でした。今年もその傾向はますます続きそうな気配ですが、我々法律家に求められるのはそのような変化にも柔軟に対応することが出来る対応力だと考えております。

社会・経済の変化に対応して適切な法的サービスを提供できるよう尽力して参りますので今年もよろしくお願いたします。



### 弁護士 金澤 浩志

マスクを手放せない状況が続いていますが(ポケットからはみ出てますね...),その有用性については、感染が拡大した当初から色々な議論があり、情報も錯綜しました。日々増え続ける溢れる情報の中から確からしいものを見つけ出す力が問われています。ウィズとかアフターとか言われていますが、社会の「常識」も急速に変化しています。世の流れを捉えつつ、柔軟に変えていくべきものと、変えるべきでないものとのバランスを取りながら、ポケットにマスクが入ってなくても気兼ねしない状況に一刻も早く戻ることを願っています。



### 弁護士 堀越 友香

昨年は久しぶりに、自宅で子どもたちと過ごす時間が長かった1年でした。ゆっくり向き合えて嬉しい反面、これまで彼らの話をよく聞いていなかったと反省もしました。

弁護士の仕事も、依頼者の皆様のお話をお聞きして、皆様が本当に必要とされることを考えるところから始まり、その部分が一番大事だと考えております。久しぶりに法律書以外の本も読み、落ち着いて考える時間を得た経験を糧に、今年も、更にご信頼を得られるようリーガルサービスのご提供に努めて参ります。

(写真は、晩秋に息子に撮ってもらった1枚です。)



### 弁護士 平山 浩一郎

昨年は、会食の機会が激減し、旅行に行く機会もめっきり減ったことに加え、某位置情報ゲームの影響もあって、休日はウォーキングをする時間が増えました(写真は、その位置情報ゲームの原作の記念碑の前で撮ったものです。)

日の出1時間前には家を出て、自宅近くの山に登って、日の出、朝焼けを楽しむこともありました。

以前の日常に戻るまでにはまだ時間がかかりそうですが、休日は以前とは違ったかたちで英気を養い、日々の業務に取り組んでいきたいと思えます。



### 弁護士 古川 純平

コロナ禍で一番残念だったことはクライアントの皆様と直接お会いする機会が減ったことです。web会議等で便利にはなりましたが、直接お会いしたり、時にはお食事等も一緒にさせていただいたりしていた日々を懐かしく思います。今年は、そういった日常を取り戻せることを願っています。

私事でいえば、昨年は、新しいことにチャレンジする機会に恵まれました。畑を借りて家族で野菜を育てたり(最近では、近くに住む父がほとんど作業をしてくれています)、登山を始めたり(低い山ですが、3つの山に息子達と挑戦しました。)、プールで定期的に泳ぐようになったりと、健康的な生活を送ることができました。



### 弁護士 松本 久美子

昨年11月に第二子となる長男を出産し、現在育児休暇を頂いております。

コロナ禍での出産で、立会い出産や入院中の面会が禁止されたため、出産前は、入院中の1週間、長女(4歳)が泣いて過ごさないか特に心配でしたが、長女は母親が出産のために入院しており、後何日で退院かを理解して泣かずに過ごしていたようで、長女の成長も感じる事ができました。

コロナ禍の中、無事に出産を終え、新しい家族と健やかに新年を迎えられたことは、幸せなことだと実感しております。

家族が一人増え、責任も増し、復職後はより一層責任感をもって職務にも励みたいと思えます。



### 弁護士 山田 晃久

昨年から続くコロナショックは、いい意味でも悪い意味でも、物事の考え方や価値観を大きく変えるものでした。それでも、人と人の距離が離れても、心の距離はより近く、密であってほしいと想います。

今後ますますビジネスモデルやライフスタイルの変革が求められるでしょう。既存の枠組みや特権に縛られず、時代の変化に対応し、新たな価値を創造しようとするマインドが大事です。本年もクライアントを力強くサポートできるよう、日々研鑽を積んで参ります。

(あつ森も面白いですが、現実の方が好きです。成田ゆめ牧場にて。)





### 弁護士 赤崎 雄作

緊急事態宣言の発令された直後から、早朝または帰宅後にジョギングをするようになりました。5キロから長いときで25キロほど走っています。今期はマラソン大会が軒並み中止になっていますが、来期を見据えて走り込みを続けたいと思います。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大も影響してか、労務問題や独禁法関連のご相談・ご依頼も多かったです。どのような案件であっても、ジョギングで鍛えた足腰で、粘り強く、かつ、最後までやりきることをモットーに本年も精進したいと存じます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。



### 弁護士 浦山 周

今ではすっかり在宅勤務やWeb会議に慣れましたが、最初は仕事機の確保など課題が山積みでした。その課題も、Web会議に子供が稀に登場すること以外は、それなりに克服できており、Web会議等のメリットを享受できていると感じています。

また、在宅勤務等の経験を通じて、事務所のメンバー、物理的なオフィス、対面会議などの有り難みやメリットを再認識できました。

プライベートでは、平日の日中も家族と過ごし、3食をともにするという貴重な経験ができました。

考えると、素晴らしいことがたくさんありました。今年も前向きな気持ちで毎日を過ごします。



### 弁護士 高橋 瑛輝

公認不正検査士という資格を取得しました。「公認」とありますが、民間組織（本部米国）による認定資格 Certified Fraud Examinerの邦訳です。事務所で行った内部通報制度研究会で得た知見も含め、不正・不祥事対策分野でも、クライアントの皆様のお役に立てればと考えております。

正月毎に光陰矢の如しと言い続けて早何年か、気が付けば弁護士10年目です。まだまだ至らぬ点ばかりですが、これを伸びしろと捉え、少しでも成長できるよう励みたいと思います。

さて、写真は5歳になった娘との一枚です。つい先々のことばかり考えてしまっていますが、「今この時」も等閑にできないと感じます。



### 弁護士 大澤 武史

昨年一年間は、はじめて経験する社会・経済情勢下での弁護士業務となりました。各企業が厳しい難局を乗り越えるために難しい判断を迫られる中で、一つ一つ、時には勇気をもって大胆かつ迅速に問題解決に当たるためのサポートをさせていただきました。

クライアントのご担当者と一緒に昼夜頭を悩ませながら過ごした、このハードな一年間の経験を自身の成長の糧として、本年以降も研鑽に努め、皆さまに最善のリーガルサポートを提供していく所存です。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。（写真は、昨年一気に活用が増えたテレワーク中の一コマです。）



### 弁護士 角野 佑子

昨年は新型コロナウイルスの猛威により生活様式も一変しました。皆様とはZOOM等での打ち合わせが多くなりました。移動時間の短縮や打ち合わせ日時を早く設定できるメリットもありますが、やはり、お会いすることでちょっとしたニュアンスや雰囲気を感じることができる大切さを実感しています。

プライベートでは、旅行好きの私にとって、予定していた海外に行くことができず残念でしたが、普段は旅行の候補地としてあがっていなかった伊豆半島へ車移動で行き、マイナスイオンに癒やされ、パワーを温存してきました。今年もパワフルに1年を過ごしたいと思いますので、よろしくお願い致します。



### 弁護士 鍛冶 雄一

昨年は、何をすることにつけても、新型コロナウイルス感染症対策のことが頭から離れない一年でした。私自身も初めて経験する問題等に直面し悩むことも多くあり、また、世間においては、景気や実体経済とは乖離しているように見える株価の乱高下が発生するなど、自身の仕事や投資などについても、改めて考え直すきっかけとなりました。

無事に新年を迎えることができたことに感謝するとともに、今年は、もう少し気軽に外出等ができるようになることを、そして、皆様にとって幸の多い一年になりますことを、心から願っております。



### 弁護士 岩城 方臣

息子が補助輪なしの自転車に乗ることができなかったため、父の威厳をかけて、インターネットで情報を仕入れて教えようとしたところ、私が出る幕もなく、近所のお友達に励まされながら練習して、スイスイと乗りこなせるようになっていました。「こうすればできるはずだ」と上から指導するのではなく、同じ目線に立って共感や激励をもって教えてくれたのが良かったようです。仕事においても、正確な知見であることは大前提ですが、それを分かりやすく納得感をもってお伝えすることの大事さを感じながら、より一層精進してまいります。（写真は懲りずに木登りを教えようとしているところです。）



### 弁護士 本行 克哉

金融庁での2年8か月間の出向を経て昨年4月より事務所に復帰いたしました。今度は本年1月より1年余りの間、海外留学に行かせていただくこととなりました。

昨年も環境がめまぐるしく変わり波乱の1年でしたが、今年はさらに環境が変わって基本的に海外での生活となります。留学先のシカゴは初めての土地ですので、折りに触れて現地レポートを行いたいと考えています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年はステイホームの時間が長かったため、私もネットでレシピを見てパン作りに挑戦しました。この後衝動的にホームベーカリーを購入してしまったことは言うまでもありません。





### 弁護士 山本 一貴

昨年は災難な年として忘れることはないと思いますが、このコロナ時代は人類の新時代への転換点かもしれないし、時代が大きく変わるときにそれについて行くことで自分の命運を分かつかもかもしれません。そもそも会議をなぜみんなで集まってやっていたのかも今になればよくわかりません。

時代に沿った皆様のニーズへのアンテナが重要であることを意識して弁護士8年目を躍進の年したいと思います。本年も宜しくお願い致します。



### 弁護士 西中 宇紘

昨年は何かとイレギュラーな一年であり、裁判期日がWEB会議で開かれるなど、裁判のIT化が一段と進んだ年でした。まだまだ若手の弁護士として、変革の波に乗り遅れないよう日々研鑽しようと思いを新たにしました。

今年の目標は、これまで以上に計画的かつ丁寧に仕事することを心がけ、弁護士として一段上のレベルに上がることです。目標達成に向けてまずは仕事に対する姿勢から改めようと思います。  
(写真は、昨年11月に購入した新車が納車された際の一枚です。)



### 弁護士 江藤 寿美怜

昨年10月から産休をいただいておりますが、11月12日の朝方に3286グラムの息子を出産致しました。コロナ禍での妊娠・出産となり不安なこともありましたが、おかげさまで母子ともに健康です。息子は、よく泣き、よく飲み、日々大きく成長しております。ただ、寝るのが少し苦手なようで、夫と交代である手この手で寝かしつけに奮闘する日々です。

クライアントの皆様におかれましては、産休前から温かいお言葉とお心遣いを頂きまして、誠にありがとうございました。また、しばらく育休のためご迷惑をお掛けしますこと、ご容赦いただければ幸いです。



### 弁護士 祐川 友磨

旧年中はひとかたならぬご厚誼を賜り、ありがとうございました。

昨年は、コロナ禍のため、色々な場面で行動が制限された1年でしたが、在宅勤務の普及や、IT技術の進展等、今後の社会の在り方に大きな影響を与える変化が生まれた年でもありました。ワクチン接種がようやく始まり、終息への道に光明が差したように思いますが、マスクが手放せない日々はもう少し続きそうです。クライアントの皆様には置かれましては、くれぐれもご自愛ください。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
(本年はマスクなしで海水浴ができることを願っています。)



### 弁護士 山越 勇輝

昨年は、コロナ禍であったにもかかわらず、たくさんの方々にお開かれながら結婚式を挙げさせて頂きました。家庭を持つことの責任感を改めて感じ、身の引き締まる思いです。今年も引き続き、皆さまのお役に立てよう頑張っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

ちなみに趣味のゴルフはというと停滞している感が拭えません。今年も定期的に80台のスコアが出せるよう、YoutubeでUUUM GOLFを見ながら、なみきの成長に負けないう頑張ります！



### 弁護士 新澤 純

昨年は、自粛期間中はTOEFLの勉強に励んだり、専門性や得意分野の磨き方を考えたり、自分で酒のアテを作ってみたりと、腰を据えて様々なことに取り組む時間ができた1年でした。金融機関での定例相談も丸2年が経過し、FinTech関連で銀行法改正や金融サービス仲介法制などを調べる中で、アフターコロナと相俟って、これから益々変革の時代を迎えることを実感しました。

弁護士5年目は、依頼者の皆様には、「君のこういう所が頼りになるから依頼したい」と言って頂けるような弁護士を目指したいと思ひます。  
(写真は、最近ハマっているワインです。)



### 弁護士 新 智博

昨年は、新型コロナウイルスの流行により、弊所も含め、テレワークに対応しなければならない会社も増えたことと思います。クライアントの皆様へのニーズにも応えるべく、弊所においては若手弁護士有志により、DX対応PTを立ち上げ、電子文書の活用等につき、日々勉強しております。昨年は、その結果を発信するためにウェビナーを開催させていただき等、自分自身においても、新たな挑戦という大きな変革があった年でした。

本年以降も、さらに皆様から信頼される、頼りになる弁護士になるため、さらに自身を研鑽していきたいと思ひます。



### 弁護士 菊地 悠

今年は早くも弁護士4年目となりました。昨年までの3年間は知識・経験が諸先輩方に比べて不足しているためか、いろいろなご指導を受けることも多かったように思ひます。今年も、知識を増やし、経験を積んでいくとともに、これまで培った経験をもとに、とにかく考え抜いて結論を出してみようという目標をしたいと思います。

まだまだ未熟な弁護士ですが、クライアントの皆様にも少しでもご満足いただけるサービスを提供できるよう、日々精進して参りますので、今後ともご指導・ご鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。





### 弁護士 丸山 悠

弁護士4年目となり、今年で30歳を迎えます。弁護士は3年続けて1人前という言葉は所内外を問わずよく聞きますが、この3年は瞬間に過ぎていきました。クライアントの皆様から様々なご依頼をいただき成長させていただいた3年間であったと思います。節目となる4年目は、公私ともに挑戦の1年にしたいと考えております。

今後もよりよいリーガルサービスを提供できるよう努めてまいりますので、何卒ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



### 弁護士 秋山 絵理子

昨年4月に当事務所に入所し、初めての新年を迎えました。昨年は様々なクライアントの方々と働く機会に恵まれると同時に、事務所の皆様にご指導いただき、弁護士として大きく成長することができました。この場をお借りして皆様に御礼申し上げます。

弁護士4年目を迎える本年におきましても、日々の研鑽、努力を惜しまず、クライアントの方々にとってよりよいリーガルサービスを提供できるよう、精進していく所存です。本年もどうぞよろしくおねがいいたします。(写真はコロナ流行前最後の海外旅行でのひとコマです。)



### 弁護士 宮本 庸弘

昨年4月に当事務所に入所し、初めての新年を迎えました。昨年は移籍をしたことで業務内容や環境が大きく変わったことから、新人のつもりで勉強し直すことも数多くありました。弁護士となって4年目を迎える今年は、昨年以上に多くのことにチャレンジするとともに、これまで以上にクライアントの皆様にご満足いただけるリーガルサービスを提供できるよう、さらに研鑽を積んでゆく所存です。

写真は昨年の夏に北海道の美瑛に旅行に行った際に青い池で撮影したものです。旅行にも行きづらいご時世ですが、今年も公私ともに充実させていきたいと思っております。



### 弁護士 榎本 辰則

昨年は1年目より長期にわたって続いていた案件達が終了し、クライアントの皆様より感謝のお言葉をたくさんいただくなど、弁護士としてのやりがいを強く感じた年になりました。多種多様なご相談や案件のご依頼をいただき、クライアントの皆様のご要望を理解し、その一歩先の提案などを考える力が少しずつついてきたように感じております。

3年目を迎える本年においては、ビジネス面での思考や発想力を磨いていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

写真は広大な北海道で撮った一枚です(車はレンタカーです)。



### 弁護士 金木 伸行

新年明けましておめでとうございます。弁護士として執務を開始して早くも2年が経過し、3年目を迎えました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大により世の中の在り方が変化しましたが、幸いにも一昨年に比べ、多くの案件を担当させていただき、多くの案件を担当させていただく中で、1年目とは異なる難しさを感じることもありました。多くの方々にご指導いただき、無事1年を終えることができました。

本年につきましては、2年目よりも充実した1年にしたいと考えております。本年もご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。

なお、写真は、昨年1月、弁護士2年目を迎えるに当たり、ロースクール同期と再会したときのものです。



### 弁護士 西川 昇大

今年で弁護士3年目を迎えることになりました。昨年は、訴訟案件などを中心に様々な案件を担当させていただき、弁護士としての経験を積ませていただきました。クライアントの皆様には、ご支援頂きましたこと、厚く御礼申し上げます。

今年は、仕事と真摯に向き合うことに加え、今まで取り組んだことのない案件に携わり、多くの経験を積み重ねたいと思っております。

皆様から信頼される弁護士になるため、初心を忘れることなく、日々精進を重ねていきたいと思っております。本年も、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



### 弁護士 藤野 琢也

つい先日入所したと思っていたのですが、あっという間に1年が過ぎました。

クライアントの皆様、弊所の先輩弁護士に支えられ、数え切れないほどの経験を得た1年であり、人生で一番短い1年でした。

思い返すと、人生で一番充実した1年であったのさうと感じています。

これからも、自己研鑽を重ね、多くの経験を積んで、一人の弁護士として、クライアントの皆様にご信頼して頂けるような弁護士になるべく成長を続けていくとともに、一所懸命に走り抜き、更に充実した年にしていきたいと思っております。(昨年はコロナで自粛していたため写真は一昨年の大分旅行の高崎山です。)



### 弁護士 下岸 弘典

皆様、明けましておめでとうございます。

今年で弁護士として2年目を迎えることとなります、大阪事務所の下岸です。

昨年は、弁護士としてキャリアをスタートさせた年でしたが、日々充実した時間を過ごすことができました。ただ、確かな成長を感じることができた1年だったと思います。

また、私的な話ではありますが、昨年の9月に、修習時代からお付き合いしていた方と結婚致しました。

守るべき家族ができたことで、仕事の方も更に邁進して参ります。

今年もどうぞよろしくお願い致します。(写真は、事務所のゴルフコンペの時のものです)



弁護士 谷 崇彦

昨年より当事務所に入所し、弁護士としての1年目を終えました。昨年度は皆様のご指導をいただきまして、弁護士として貴重な経験を積むことができた実感しております。昨年は訴訟案件を中心に様々な案件を担当させていただきました。日々の業務を通じて、自分の未熟さを痛感しつつも、弁護士業務の楽しさを感じることができました。

本年度はより一層、自己研鑽に励み、クライアントの皆様のお力になれるよう日々精進して参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(写真は一昨年、熊野古道を訪れた時のものです。)



弁護士 北川 健太郎

退官して1年が経過するにもかかわらず、事件の相談や打合せをしているときなど、ついつい古巣である検察庁のことを「うち」と呼んでしまいます。気を付けてはいますが、なかなかやめられません。ほかにも検察官的な発想に基づく言動を周囲から指摘されることも度々です。長年にわたり身に付いた習性から脱することは難しいとはいえ、いつまでもこのままでは困ります。ということで、新年の私個人のささやかな目標は「検察離れ」といたしました。

なお、写真は孫のお宮参りの際に撮影したもので、私の子ではありませんので念のため。



外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

Greetings for the New Year! The experiences of the past year have further advanced the digitalization of our professional lives. We are now all Zoom masters, doing business in cyberspace and staying in perfect harmony with our Internet personae. The world is becoming smaller and smaller. And this is something to celebrate. Happy New Year!



法務部長 寺本 栄

昨年は、コロナ禍で生活様式が一変して、いろんなことに我慢を強いられる等の一年でした。

コロナの収束には、まだ、だいぶ年月がかかるようですが、変化した生活様式のもとで、自らが疲弊しないように、健康に留意し、仕事においても、プライベートでも充実した楽しい生活を送りたいと願っています。(写真は、2番目の孫です。)



弁護士 森本 滋

この春には、令和元年会社法改正法の大半が施行されます。株主総会の電子化(電子提供措置)や支店所在地における登記の廃止については2年後に施行されます。令和2年に公益通報者保護法が改正されましたが、これは来年に施行されます。民法の改正に続いて、企業実務に大きな影響を与える改正が続いています。

これらの改正の趣旨・精神を十分に理解して、持続的な企業の成長に資する、よりよい企業実務をアドバイスできるよう、さらに研鑽を積みたくと考えています。

(写真は南禅寺洒水を背景に)

弁護士 吉岡 伸一

新年明けましておめでとうございます。昨年は、新型コロナの影響もあり、自宅にいる時間が増えました。その分、家族との共有時間とともに、飼い猫との時間が大幅に増えました。名前は、「半黒」(はんくろ)と言って、生まれてから半年後に、うちの飼い猫になったのですが、それから10年住み着いています。オス猫なので、外に出るのが好きで、夜になると、ハーネスをつけて散歩させています。(写真は自宅の玄関先で撮りました。)



カリフォルニア州弁護士 ルシンダ・ローマン

2020 has turned out to be quite an unusual year. On the positive side, we have all come to appreciate what we have, understand the importance of community and patience. On a personal level, I have enjoyed continuing to teach legal English to associates in the Osaka and took your offices via Zoom. The pandemic has given me a chance to slow down a bit, resume some hobbies, and get in touch with old friends. Let's hope that in 2021, the Japanese government will be able to quickly vaccinate everyone quickly. Keeping my fingers crossed on that.



法務部長 上田 泰豊

昨年は、思うように活動ができなかったのですが、一定の成果がありました。皆さまのおかげで、新しい経験もさせていただきました。ありがとうございました。

写真は堺市内の某グラウンドで自撮りです。私は昔から沖縄の方ですか?と質問されることがあります。祖先が沖縄の近くに住んでいたからだと思います。沖永良部島出身の祖母は、徳のある人になりなさいと私に教えてくれました。私は大阪の小学生で、祖母の言葉はあまりわからなかったのですが、最近ふとした時に思い出しました。大変むずかしい課題ですが、取り組みます。





## ファイナンシャルランナーズ駅伝のご報告

弁護士 金木 伸行

毎年の恒例行事、「ファイナンシャルランナーズ駅伝」が、昨年12月5日に開催されました。本大会は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が懸念されましたが、大会関係者の皆様のご尽力により、感染防止策を施した上で実施することができました。本大会には、約120チーム、総勢約480人以上のランナーがエントリーしました。

同大会は、金融業界に関係する方々が、「チームで襷を繋ぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展へと繋げていく」という理念の下、一般社団法人金融財政事情研究会主催で開催されています。競技の内容は、5キロメートルのコースを1チーム4名で襷を繋ぎ、計20キロメートルを走るというものです。開催コースは、毎年箱根駅伝の予選会も行われる駅伝の聖地ともいべき国営昭和三記念公園です。

当事務所は、第1回大会より、同大会に協賛するとともに、チームとしても参加していますが、昨年の第7回大会も、男性の部に1チームがエントリー致しました。

当事務所のメンバー構成は、①國吉弁護士(もう恒例となりましたチームのスターター)、②鈴木弁護士(月間走行距離が500キロを越すサブスリーランナー)、③金澤弁護士(業務もランニングも軽やかに全力疾走するパートナー弁護士)、④小職、でした。

本大会は例年快晴で、走っていると暑いくらいなのですが、昨年の大会当日は、気温も上がらず、小雨が降っているという少し不安になる天候でした。

また、昨年は、新型コロナウイルス感染対策として、スタートは、ウェブ方式、すなわち、走者を4つの集団に分類し、それぞれ1分30秒ずつずらしてスタートする方式、が取られました。当チームは、第2集団で、第1集団から1分30秒後にスタートしました。



駅伝大会の1区は、ランナーが同時にスタートを切るため、ペースメイクや位置取りが難しい区間とされています。その中で、1区の國吉弁護士は、普段のランニングと最近ハマっているゴルフ(詳細は、金融法務事情2140号(2020年6月25日発行)法務エッセイON&OFF「ゴルフに魅せられて」をご参照ください)で培った足腰により、20分37秒でそつなく走りきり、2区エースの鈴木弁護士に襷が渡りました。



鈴木弁護士は、日々のトレーニングの成果を発揮し、前回のタイムを大きく上回る17分40秒、区間7位で快走し、3区の金澤弁護士に襷が渡りました。

3区の金澤弁護士は、当日のコンディションの影響を感じさせない軽快な走りを見せ、着実に前回を上回るタイムでコースを駆け抜けました。



そして、ついに、4区の小職へ襷が渡りました。小職は、過去2回の参加と比較すると一番練習を積むことができておらず、左足が響くなど厳しい走りとなったものの、これまで必死で襷をつないでくれた先輩方の好走に報いようと、必死で粘り、なんとか次順位のチームと1秒差で競り勝って、無事ゴールすることができました。

当事務所のチームのタイムは、過去最高の1時間24分19秒で、部門20位の快走でした。各メンバーのタイム一覧は以下のとおりです。

順位	1区	記録	2区	記録	3区	記録	4区	記録	計
20位	國吉	20:37	鈴木	17:40	金澤	22:32	金木	23:30	1:24:19



レース終了後の集合写真。  
当日大会会場まで駆けつけてくださった皆様本当にありがとうございました。

ファイナンシャルランナーズ駅伝は本年12月も開催される予定のようです。当事務所も複数チームのエントリーを目標としています。

今年は、昨年延期された東京オリンピックの開催も予定されています。一日でも早く新型コロナウイルスが終息し、今年こそ日本全国がスポーツ一色の年になることを祈念しています。



## パートナー就任のご挨拶



弁護士

高橋 瑛輝  
(たかはしえいき)

<学歴>

私立洛星高等学校 卒業  
京都大学法学部 卒業  
京都大学法科大学院 修了

<職歴>

2011年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(64期)、弁護士登録(大阪弁護士会)  
2016年1月  
金融庁監査局総務課 課長補佐(政策課、国際監督室、法令等遵守調査室を併任)  
2018年2月  
金融庁検査局総務課 金融証券検査官、仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官  
2018年5月  
事務所復帰  
2020年4月～  
大阪弁護士会民暴委員会副委員長  
2020年9月  
公認不正検査士登録

本年1月より、当事務所のパートナー弁護士に就任することとなりました。

弁護士登録以来、当事務所で様々な案件に携わり、途中金融庁での勤務という経験にも恵まれつつ、弁護士10年目の節目を迎えることもできました。改めて、常日頃からご相談、ご依頼をお寄せいただきますクライアントの皆様や関係者の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

昨年来のコロナ禍で、社会の変化がいっそう加速する中、リモートワークやWeb会議が当たり前になり、旧態依然と思われた民事訴訟においても手続きのIT化が進行しているほか、とりわけ日本において根強いと言われる現金主義、印鑑文化すらも変わりつつあります。これまで当然のものとして受け入れられてきた「常識」や「慣習」も、否応なく急激な変化、あるいは淘汰の波に晒されています。

企業も人も、こうした脱対面、脱現金、脱印鑑、脱書面などの新しい時代の流れへの即応が求められますが、それと同時に、そこから生じる新たなリスクや法律問題にも直面せざるを得ず、先見性をもって的確に対処していく必要があります。そのためには、我々弁護士も、日々アンテナを高く張り、社会の動きや新しい技術への理解を深めることが重要であると感じます。しかし、その一方で、新たな問題であればあるほど、弁護士としての基本が試されるようにも思います。法律知識、論理性、バランス感覚、社会常識、ビジネスセンスなど、枚挙に暇がありませんが、今後も引き続きその陶冶に努め、クライアントの皆様をサポートするだけでなく、進むべき道をナビゲートできる弁護士でありたいと思います。

今般、当事務所のパートナーとして新たな職責を担うにあたり、これまでに得た金融庁での経験や、個々のご相談、ご依頼を通じた様々な知見・経験を最大限に活かしつつ、常に挑戦する気持ちを忘れずに弁護士として更なる成長を遂げることで、よりいっそうクライアントの皆様のお役に立てるよう日々奮励してまいり所存ですので、今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻のほど、よろしく御礼申し上げます。



弁護士

岩城 方臣  
(いわきまさおみ)

<学歴>

私立大阪星光学院高等学校  
卒業  
一橋大学法学部 卒業  
大阪市立大学法科大学院  
修了

<職歴>

2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)、弁護士登録(大阪弁護士会)  
2016年4月  
大阪府貝塚市行政不服審理員  
就任  
2018年1月  
佐野簡易裁判所司法委員就任

本年1月より、当事務所のパートナー弁護士に就任し、事務所経営の一端を担うこととなりました。

入所から本日に至るまで、クライアントの皆様から多種多様なご依頼・ご相談を頂戴し、事務所の諸先輩方の指導・サポートのもと、弁護士としてかけがえのない経験をさせていただきました。この度のパートナー就任は、ひとえに、これまで弁護士として成長させていただいたクライアントの皆様のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

弁護士登録以来、企業法務、不動産法務、労働法務のほか、独占禁止法・下請法関連の競争法業務や行政対応など、様々な分野の事件に取り組んでまいりましたが、新たな案件に取り組む度に、最新の専門的な法知識だけではなく、依頼者に寄り添って案件の解決に誠心誠意取り組むという弁護士としての基本の大切さを感じてまいりました。「至誠にして動かざる者は未だ之れ有らざるなり」という孟子の一節のとおり、今後も、誠意をもって案件の解決にあたり、クライアントの皆様にご満足していただけるよう、より一層研鑽を重ねる所存です。

当事務所は2018年に創立50周年を迎え、次の50年に向けて歩みを進めていますが、これまで事務所において蓄積されてきた知見は、社会や経済が大きく変動する中でクライアントの皆様にご万全のサポートをご提供するにあたり、大きな財産になっているものと自負しております。当職もパートナー弁護士として、その職責の重さを認識しながら、これまで培った経験をもとに、当事務所の全弁護士及びスタッフと共に、組織として最適なリーガルサービスをご提供することができるよう、より高い意識を持って業務に取り組んでまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しく御礼申し上げます。



## パートナー就任のご挨拶



弁護士

大澤 武史  
(おおさわ・たけし)

<学歴>

大阪府立池田高等学校 卒業  
京都大学法学部 卒業  
京都大学法科大学院 修了

<職歴>

2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)、弁護士登録(大阪弁  
護士会)  
2014年 1月  
京都弁護士会へ登録替え  
弁護士法人中央総合法律事務  
所京都事務所へ所属変更  
2015年2月~  
経営法曹会議 会員

さて、私こと、この度、当事務所のパートナーに就任させていただくこととなりました。これも偏に、これまで出会った多くのクライアントの皆様、諸先輩方、その他関係する多くの方々のご支援の賜物と存じます。心より御礼申し上げます。

当事務所は創立以来50年以上の歴史と伝統を有しておりますが、既に所内一丸となって次の50年に向けて走り出しており、経営責任を負う立場のパートナーとして更なる飛躍・次なる展開に向けた舵取りの一翼を担うことになります。その責任の重さに身の引き締まる思いですが、一層皆さまのご期待に添えますように研鑽を重ね、その責任を全うして参る所存です。

弁護士登録以来、幅広い企業法務の案件に携わり、とりわけ、人事労務分野及び会社法分野を中心に仕事をするようになってから相当にバラエティに富んだ各種案件のご依頼をいただき、一つ一つに全力を尽くして取り組んで参りました。この間、入所時のご挨拶でも触れた、法曹の大先輩から頂戴した、仕事をする上での心構えとしての「明るく、楽しく、前向きに」という言葉を大切にしてきましたが、折に触れてこの心構えの重要性を再認識しているところであり、引き続き初心を忘れずに過ごしていくよう努めて参ります。

人事労務分野では実務にインパクトを与え、その在り方に変革を迫る法改正も数多くなされておりますが、時代の潮流を確実に捉え、クライアント企業の皆さまの持続的な成長のための一助となる適時適切なリーガルサポートを提供し続けられるよう、これまで以上に精進を重ね、尽力して参る所存でございます。

今後とも、倍旧のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくご厚意申し上げます。

## 海外留学のご挨拶



弁護士本行 克哉  
(ほんぎょう・かつや)

<学歴>

岡山県立総社高等学校 卒業  
京都大学法学部 卒業  
京都大学法科大学院 修了

<職歴>

2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)、弁護士登録(大阪弁  
護士会)  
2017年8月  
金融庁検査局企画審査課  
金融証券検査官  
2018年7月  
総合政策局リスク分析総括課  
金融証券検査官  
2019年8月  
監督局銀行第二課 課長補佐  
(法務担当)  
2020年4月  
事務所復帰

本年1月より、米国のシカゴにあるノースウエスタン大学ロースクール(Northwestern Pritzker School of Law)に留学することになりました。本年9月までの間、LL.Mプログラム(法律を学ぶための外国人向けプログラム)を受講し、ロースクール卒業後は、数か月間海外の法律事務所等での研修を希望しており、留学期間は1年余りとなる見込みです。

一時的に日本を離れることとなりクライアントの皆さまに大変なご不便をおかけすることとなり、お詫び申し上げます。しかし、留学を通じて国際的な金融実務やビジネスローの知見やネットワークを得て、中長期的には国内・国外を問わずより良質なリーガルサービスをクライアントの皆さまに提供できるようになりたいとの思いから留学を決意しました。

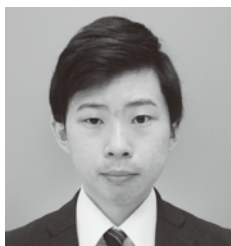
ノースウエスタン大学ロースクールは米国のシカゴにあり、ビジネス法分野において特に高い評価を受けています。金融規制法など私の取扱分野とも親和性の高いビジネス法のクラスを多く開講していることからこの大学に決めました。私はこのたび家族を置いて単身での留学となるため、このロースクールのタフなカリキュラムの中で限られた期間でできる限りの研鑽を積みみたいと考えたことや、他の大学に比べてJ.D.課程(主にネイティブ向けの3年間のプログラム)の学生との共同授業を通じて活発な議論を行うことができるとの評判を聞いたことも学校選定の理由です。

また、留学を通じて多くの人と出会い、新しい土地で様々な経験をする中で人間的にも成長したいと考えております。ロースクールは、いわゆる五大湖の一つであるミシガン湖沿いにあり、かつ、シカゴの市街地に極めて近いエリアにあります。コロナ禍の影響は拡大していると聞いていますが安全に留意しつつ幅広く見識を広げたいと考えております。

クライアントの皆様には、日頃のご厚誼に改めて感謝申し上げますとともに、留学・研修を経て日本に帰国する際には、金融庁で得られた知見に加え、国際金融・企業法務の知識・経験を活かし、幅広い局面においてお役に立てるよう精進して参りますので、将来に亘り、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 入所のご挨拶



弁護士

**山村 真吾**  
(やまむら・しんご)

<出身大学>

神戸大学法学部  
神戸大学法科大学院

<経歴>

2020年12月

最高裁判所司法研修所修了

(73期)

大阪弁護士会登録

弁護士法人中央総合法律事務所  
入所 (大阪事務所)

この度、第73期司法修習を終え、中央総合法律事務所の一員として執務させて頂くことになりました山村真吾と申します。司法修習では、弁護士、検察官、裁判官の法曹三者の立場から法律実務を学ぶ機会を頂き、執務開始に向けて着実に準備して参りました。

さて、現代は、変化の激しい時代となっています。企業の異業種化に伴い、業界間の「壁」が取り払われ、ビジネスモデルが複雑化し、企業が直面する法律問題も複雑化しています。他方、仮想通貨やAIの登場等のIT技術の革新的進歩により、新たな法規制に対処する必要性も増しています。このように、企業が、複雑かつ新しい法律問題に直面している中で、法律家に求められることも変化してきているように思います。私は、時代の変化に応じた法律問題から逃げることなく、依頼者に寄り添い、法律家の立場から、柔軟に思考し、依頼者に対してスピーディーに、かつ、ベストな解決法を提案できる弁護士を目指していきます。

もとより若輩者ではございますが、一日でも早く皆様からの信頼を頂けるよう、何事にも真摯に取り組み、日々自己研鑽を重ねる所存でございます。何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



弁護士

**中嶋 章人**  
(なかじま・あきと)

<出身大学>

龍谷大学法学部  
京都大学法科大学院

<経歴>

2020年12月

最高裁判所司法研修所修了

(73期)

京都弁護士会登録

弁護士法人中央総合法律事務所  
入所 (京都事務所)

この度、大分での司法修習を修了し、当事務所の一員として執務させて頂くことになりました、中嶋章人と申します。私は、京都事務所にて執務いたします。

司法修習では、弁護士・裁判官・検察官それぞれの職務を経験させて頂き、法曹三者における実務の考え方や視点を学ばせていただきました。また、今期の修習では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定されていた研修方法とは異なり、研修の一部が在宅ワークやオンラインツールを利用したりリモートワークになるなど、異例の対応をとることとなりました。そのため、法曹三者の迅速かつ柔軟な対応を間近で見ることができると、貴重な経験をする事ができました。

昨今の様々な分野におけるオンライン化・AI化は、新型コロナの影響もあり、その需要が急増するとともに、急速な発展を遂げており、今後も絶え間なく発展していくものと考えられます。法曹界においても、少しずつ、このようなオンライン化・AI化が導入されており、その範囲が拡大していくことが予想されます。このような、発展に対する知見の収集を怠ることなく、新たな、分野や形態に対応し、皆様のニーズにお応えできる弁護士を目指して参ります。

未熟ではございますが、皆様のご期待にお応えできるよう、日々の研鑽を重ね、一つ一つの経験を大切に執務させて頂く所存です。何卒、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



弁護士

**久保 貴裕**  
(くぼ・たかひろ)

<出身大学>

大阪大学法学部  
(司法試験予備試験合格)

<経歴>

2020年12月

最高裁判所司法研修所修了

(73期)

大阪弁護士会登録

弁護士法人中央総合法律事務所  
入所 (大阪事務所)

この度、札幌での司法修習を終了し、当事務所の一員として執務させて頂くことになりました、久保貴裕と申します。

司法修習では、弁護士、検察官、裁判官の三者の立場から様々な事件に関与し、それぞれの立場で活躍される法曹の方々にご指導頂きました。私が、この司法修習を通じ、実感したのは、弁護士は依頼者のために事件に関与するのであり、その点が、他の法曹資格とは決定的に異なるということです。

司法修習でお会いした弁護士の方は、弁護士は先生ではいけない、サービス業なのだ、とおっしゃっておりました。弁護士は依頼者に対し、好意でアドバイスをするのではなく、依頼者から報酬をいただく代わりにリーガルサービスを提供する職業です。報酬を受け取る以上、それに見合った仕事をしなくてはなりません。

私は、優秀な弁護士とは、端的に、依頼者の要望に答えられる弁護士だと考えております。真に依頼者の要望に応えられる弁護士になるためには、法的な知識はもちろんのこと、法律の垣根を超えたさまざまな社会経験が必要です。これは、一朝一夕で身につくものではございませんが、中央総合法律事務所の弁護士として執務する中で、皆様のご期待に応えられるよう、日々研鑽を重ねて参ります。

未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



## 入所のご挨拶



弁護士

檜 陽  
(かしぶち・よう)

<出身大学>

明治大学法学部  
東京大学法科大学院

<経歴>

2020年12月

最高裁判所司法研修所修了

(73期)

第一東京弁護士会登録

弁護士法人中央総合法律事務所  
入所(東京事務所)

この度、香川県での1年間の司法修習を修了し、当事務所の一員として、東京事務所にて新たに執務させていただくことになりました、檜陽と申します。私が一緒に働きたいと強く希望した、先輩弁護士の方々と、ついに一緒に働けることを大変嬉しく思っております。

司法修習では、弁護士、裁判官、検察官のそれぞれの立場で、実務の一端に関わってまいりました。この司法修習を経て、私が今後弁護士として、特に大事にしていきたいと考えていることは以下の2点です。

1点目は、依頼者に対し真摯であることです。当該事案に関わる法律や、当該業界の実務についての知識を十分に身に付けるだけでなく、依頼者の方とのコミュニケーションを密に取り、依頼者の方の要望を実現するには何が最善か、常に考え続けることが最重要と考えています。

2点目は、依頼者の方や事務員の方等、弁護士の業務に関わる弁護士以外の方々への感謝です。私は弁護士がプロフェッショナルであるのは、法的思考力にあると考えています。そして、弁護士が法的思考力を存分に発揮できているのは、それ以外の部分を、依頼者の方や事務員の方等の協力の下、整えることが出来ているからであるということを強く感じました。

私は、上記の2点を信条に、まずは、何をやっても成果を出すことのできる弁護士を目指して、日々精進して参りたいと思います。若輩者ではありますが、何卒、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

## 退所のご挨拶

弁護士 南 純

初春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は平成31年3月より当事務所にて弁護士として執務して参りましたが、今般、日本維新の会より東京都第9区(練馬区)支部長を拝命し、事務所のお許しを得て、当事務所を退職することになりました。今後は、東京都内で独立開業するとともに、次期衆議院総選挙において国政に挑戦することとなります。

クライアントの皆様におかれましては、在職中、多大なご厚情を賜りましたこと、深く御礼申し上げます。今後はこれまで弁護士として培った経験を政治の道へ活かし、コロナ禍でご苦労されている皆様のビジネスや生活の安心安全のために、全力で取り組んでまいります。

末尾となりますが、皆様の今後の益々のご発展を心より祈念いたします。寒い日が続きますが、時節柄くれぐれもご自愛ください。

弁護士 山本 淳也

初春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、令和2年1月より当事務所にて弁護士として執務して参りましたが、今般当事務所を退職し、令和3年1月より東京都内の法律事務所にて執務することとなりました。

入所直後から新型コロナウイルスの感染が拡大したことの影響で、社会情勢が大きく変動しました。この1年は、社会情勢に対して不安を抱えながらの執務となりましたが、このような状況においても多種多様な案件に携わらせていただき、短い期間ながら大変充実した経験を積むことができ、弁護士として成長することができたと感じております。これもひとえに弁護士法人中央総合法律事務所の皆様、ご厚誼いただいたクライアントの皆様のおかげです。心より感謝申し上げます。

今後は、当事務所で学び、培った経験を活かし、引き続き弁護士として精進して参る所存です。

末筆ではございますが、クライアントの皆様、そして弁護士法人中央総合法律事務所が、今後ますます発展されることを心より祈念いたします。





# 電子文書の活用に向けた法的検討

～電子署名を中心に～

弁護士 高橋 瑛輝 弁護士 岩城 方臣  
弁護士 大澤 武史 弁護士 本行 克哉  
弁護士 新谷 智博 弁護士 菊地 悠  
弁護士 谷 崇彦 (DX対応プロジェクトチーム)

## 1 はじめに

事務処理の効率化の観点及び昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下でテレワークを推進する観点から、書面・押印の慣習を見直し、電子文書を活用する取組みが注目されています。とりわけ、電子契約・電子署名について、法務省等の省庁が一定の指針<sup>1</sup>を示しており、今後、電子契約にかかる議論がさらに加速することが予想されます<sup>2</sup>。

電子文書、電子契約とは何か、電子署名にはどのような種類があるかという点については、弊所ウェブページの法律コラムをご参照いただき(<https://www.clo.jp/column/2532/>)、本稿では、電子署名に関連し、電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」といいます。)が定める効果を中心に説明させていただきます。

## 2 電子署名法上の「電子署名」とは

電子署名法は2条1項において、「電子署名」を定義しています。すなわち、「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること(本人性)及び②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること(非改ざん性)を満たすものとされています。

### 電子署名法2条1項

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

### (1) 電子署名の種類

電子署名は、一般的に①当事者署名型(ローカル署名型、リモート署名型)、②事業者署名型に分類することができます。詳細な内容は弊所ウェブページの説明に譲りますが、公開鍵暗号方式による当事者署名型の電子署名については、ローカル署名型・リモート署名型を問わず、電子署名法2条1項の「電子署名」に該当するとされているものの、電子署名に必要な公開鍵を認証事業者に登録し、電子証明書を発行するという手間や導入・運用コストの高さから、普及が進みませんでした。

一方で、秘密鍵を立会人たる事業者が準備・提供する②事業者署名型の電子署名は、署名者が事業者に署名の指図を行うことにより、電子署名を行うことを可能とするものですが、簡易にかつ低コストで電子署名を導入できるものとして注目を集めています。

### (2) 事業者署名型電子署名の「電子署名」(電子署名法2条1項) 該当性

事業者署名型の電子署名の場合、電子署名法2条1項1号の要件たる「本人性」を充足するか明らかではありません。なぜなら、電子契約の当事者は事業者署名型電子署名の利用者であり、電子契約書は当該利用者が作成するものであるのにもかかわらず、秘密鍵を用いて電子署名を行うのは、事業者であるためです。

この点、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省)<sup>3</sup>において、「サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービス(注:事業者署名型電子署名)であっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供



事業者ではなく、その利用者であると評価し得る」とし、事業者署名型であっても、「電子署名」の本人性の要件を充足しうることが明らかとなりました。

### 3 電子署名法が定める効果・訴訟法上の問題点

電子文書を裁判において証拠として提出する場合は、紙の文書と同様に扱われることから(民事訴訟法231条)、私文書が作成者の認識等を示したのとして証拠(書証)になるためには、その文書と作成者とされている人(作成名義人)が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されること、すなわち、成立の真正を証明しなければなりません(民事訴訟法228条1項)。

紙の文書(私文書)の場合、民事訴訟法上、成立の真正については二段の推定による立証があります。

#### 二段の推定

##### ・ 一段目の推定

文書の作成名義人の印影が、当該名義人の印章によって顕出されたものであるときは、反証のない限り、その印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと、事実上推定される。

##### ・ 二段目の推定

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」(民事訴訟法228条4項)

電子署名においても、民事訴訟法における二段目の推定に対応する規定として、電子署名法3条の規定があります。同条では、電磁的記録(電子文書等)は、本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定すると規定しています。同条が適用されるには、電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる「電子署名」であること(以下「要件A」又は「固有性の要件」といいます。)、上記電子署名が本人によるものであること(以下「要件B」といいます。)が必要となります。

#### 電子契約法3条

電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

#### (1) 当事者署名型の場合

##### ア 要件Aについて

ローカル署名型においては、電子署名を行う者のみが秘密鍵及びそれを格納した物件(ICカード等)を保有していることを前提としています。したがって、例えば、秘密鍵が、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、当該要件を満たすといえます。

リモート署名型においては、秘密鍵を事業者がクラウド上で管理しているという点でローカル署名型とは異なるものの、後述の事業者署名型と同様に①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている限りにおいて、当該要件を満たすと考えられます<sup>4</sup>。

##### イ 要件Bについて

当事者署名型のサービスでは、通常、利用者が、身元確認を経て電子署名が本人のものかどうかを証明するための電子証明書(公開鍵証明書)の発行を受け、意思表示の受領者は公開鍵により電子署名を検証します。

そのため、通常、電子証明書により、本人の秘密鍵により暗号化等が行われた事実を立証することができ、反証がない限り、本人の意思に基づく電子署名が行われた事実が事実上推定されるケースが多いものと考えられます(一段目の推定)。

このように当事者署名型のサービスでは、本人の意思に基づく電子署名が行われた事実が立証された場合には要件Bを満たすことになります。

## (2) 事業者署名型の場合

### ア 要件Aについて

要件Aのうち「本人だけが行うことができる」という要件を事業者署名型の電子署名が満たすかどうかについては、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法第3条関係)」（令和2年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）<sup>5</sup>において、「①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要がある」とした上で、これを満たしているかについては、「例えば、①のプロセスについては、利用者が2要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。」としています。ここにおける「2要素による認証」の具体例としては、利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへのSMS送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するものが挙げられています。

②については、「サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み(例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること)等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合」については、要件Aを満たしうるとされています。

なお、事業者署名型において「電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」が何を指すのかについては、「個別のサービス内容により異なり得る」と留保した上で、「例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード(符号)並びにサーバー及び利用者の手元にある

2要素認証用のスマートフォン又はトークン(物件)等を適正に管理することが該当し得る」としています。

### イ 要件Bについて

上記Q&Aにおいては、「電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていることが必要である」と述べるにとどまっております。具体的にどのような証拠により、「電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていること」を立証するかについては明言されていません。また、事業者署名型の電子署名は、当事者署名型とは異なり、利用者本人の電子証明書がないため、電子証明書により、「電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていること」を立証することは難しいといえます。

サービス提供者側では、契約書受信者のメールアドレス宛に固有のURLを送信したり、別途パスワードを設定してSMS等により伝達したりすることにより、本人認証が確実に行われるための手段を講じていますが、上記Q&Aでも述べられているとおり、いわゆる利用者の身元確認が十分にされていないケースにおいて、第三者が契約受信者になりすましてメール受信やパスワード伝達を受けているといった事情が主張されて反証がなされた場合に、要件Bを立証することができるかについては問題が残ります。

そのため、事業者署名型の電子署名サービスを導入する際には、同サービス事業者が行っている契約相手方の身元確認や本人認証の内容、サービスに加えて自ら行う契約相手方の身元確認や本人認証の内容、導入予定の契約種別による契約否認リスク、当該契約の重要性の程度、金額等も踏まえて適切なサービスを選択することが適当と考えられます。

## 4 電子契約・電子署名の導入のポイント

事業者署名型の電子署名は、運営事業者やサービスの種類も増え、簡易にかつ低コストで電子署名を導入できるものと



して、注目されています。今後、電子署名においてメインとなるのは、事業者署名型であると考えられますが、事業者署名型の電子署名には、先述したとおり、全てのサービスが電子署名法3条の要件に該当するかどうかについては、現時点では不明確と言わざるを得ず、そのサービスの内容によっては、電子署名法3条の要件該当性の立証に難が生じる可能性があります。すなわち、万が一、後日電子契約につき成立の真正が争われた場合に備えて、サービスの内容如何によっては、電子署名が本人の意思に基づいてなされた事実を立証できる証拠を別途用意しておく必要が生じることもあり得ます。事業者署名型の電子署名を導入する際には、このようなデメリットがあることを踏まえて、①電子化を行う契約の種類、②導入するサービスのシステム内容を検討することが肝要です。

ポイント①の観点としては、電子化しようとする契約の性質・重要性・頻度・相手方等を考慮して、電子化、電子署名による契約締結になじむものを選ぶ必要があります。例えば、継続的な取引先との間で日常的に取り交わされる契約は、紙で保管するコストの面からも電子化になじむといえますし、契約の相手方も一定程度信頼関係が構築されている相手方といえますので、なりすましのリスクや契約を後日否認されるリスクが小さく、電子化・電子署名を導入するのに適した契約類型であるといえます。また、一般的に双方の署名等を必要としないもの（例えば注文書や請書等）は、当事者双方が電子署名をしなくても済むという点で電子化になじむ類型であるといえます。

一方で、継続的な取引関係にあるわけではない相手方との契約や、後日契約が否認された場合に大きな影響が生じる契約（例えば、保証契約等）、また、金額が多額になりがちで多数当事者が関与するような契約（例えば、M&A関連契約等）、取締役会付議基準に係るような重要な業務執行に該当するような契約については、慎重に判断する必要があります。

ポイント②の観点としては、様々な事業者署名型のサービスがある中で、各サービスを吟味し、契約相手方の身元確認・本人認証はどのようなものが用いられているのか（例えば、利

用のための登録に必要なのはメールアドレスの登録だけなのか、登録の際にどのような本人確認を行っているのか、また、実際の利用の際にはメールアドレスとパスワードの入力だけが必要なのか、それともSMSによるワンタイム・パスワードの送信などの2要素認証を用いているのか等）を検討する必要があります。また、事業者ごとだけではなく、一つの事業者が提供するサービスにおいても様々なプランがあり、そのプランにおいて本人確認の強度が異なることもありますので、どのようなプランを選択するかについても検討が必要となります。

当然、本人確認の強度が強ければ強いほど、電子署名法の要件を満たしやすいと言えますが、厳しければ厳しいほどコストが大きくなる傾向もありますので、各サービスの内容をよく理解し、ポイント①の観点も踏まえて決定することが重要です。

## 5 おわりに

以上のように、電子文書・電子契約は多くの場面において有効に活用することができ、本稿で説明したようなメリットや、昨今の事情に鑑みると、さらに導入が進むことが予測されるようです。一方で、近時用いられており、さらに拡大が見込まれる事業者署名型の電子署名については、当然には紙の文書の場合のような二段の推定が働かない可能性があることをも念頭において、どのような契約に電子署名を導入するのか、もし、電子署名を導入したとして、後日、契約否認リスクが現実化した際に備えた契約締結時の資料収集等も社内の体制として整備しておくことが肝要です。

- 1 例えば、「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省) (<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>)、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省) (<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>)等。
- 2 現に、金融庁及び内閣府規制改革推進室主催の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」が令和2年6月9日付で立ち上がっています。
- 3 <http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>
- 4 日本トラストテクノロジー協議会(JT2A)「リモート署名ガイドライン」(2020年4月30日)に示された基準が同条の要件を満たす場合に、同条の推定効が働くことは否定されるものではないとされています(第10回成長戦略ワーキンググループ資料1-2「論点に関する回答」(法務省、総務省、経産省提出資料))。
- 5 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000705576.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000705576.pdf)



弁護士  
秋山 絵理子  
(あきやま・えりこ)

〈出身大学〉  
お茶の水女子大学文教育学部  
甲南大学法科大学院

〈経歴〉  
2013年3月  
日本放送協会(NHK)退社  
2017年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(70期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人グラス・オランジュ  
法律事務所入所  
2020年4月  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所

## 令和元年改正会社法の概要

弁護士 秋山 絵理子

### 1 はじめに

本稿では令和元年改正会社法の概要についてご紹介します。

会社法の一部を改正する法律が令和元年12月4日に成立し、令和3年3月1日から施行されます(株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止については令和4年中の施行が予定されています)。今回の改正の内容は、大まかに、下記に区分されます。

- i 株主総会に関する規律の見直し
- ii 取締役等に関する規律の見直し
- iii 社債の管理や株式交付制度などその他の規律の見直し

### 2 株主総会に関する規律の見直し

#### (1) 規制の概要

株主総会に関する規律の見直しとして、①株主総会資料の電子提供制度と、②株主提案権の濫用的行使の制限が規定されました。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度(令和4年中の施行予定)

##### ア 概要

株主総会資料の電子提供制度は、株主総会参考書類や計算書類等の資料(以下「株主総会資料」といいます。)を自社のホームページ等に掲載し、株主に対してウェブサイトのアドレス等を書面で通知することにより、株主総会資料を株主に対して電子的に提供することができる制度です(改正後の会社法325条の2~325条の5)。

現行の会社法では、株主総会の招集通知に際し、原則として株主総会資料を書面で交付しなければならないとされています(会社法301条1項)。例外的に、株主の個別の承諾(会社法299条3項)を得た場合には電磁的方法による通知も許容されています(会社法301条2項、302条2項)、実務上広く利用されていません。今回の改正により、定款に電子提供措置を採用する旨を定めた会社が、株主総会資料を自社のウェブサイト等を通じて提供した場合、取締役は株主に対して適法に株主総会資料を提供したものとされることになりました(改正後の会社法325条の2)。

電子提供制度の導入により、株主総会資料の印刷、郵送にかかる会社の負担が軽減されるうえに、紙媒体の制約がなくなることで、より充実した情報開示が期待されます。ただし、デジタル・デバイドの問題を避けるため、株主に書面交付請求権(株主総会資料を書面で提供するよう求める権利)が認められており(改正後の会社法325条の5)、依然として、紙媒体の株主総会資料制作は必要と考えられます。

電子提供措置をとる場合でも、株主総会の日2週間前までに、株主総会招集

通知を発送しなければなりません(改正後の会社法325条の4第1項)。この株主総会招集通知には、株主総会の日時・場所等のほか、電子提供措置をとっている旨が記載され(同条2項)、法務省令において、その情報を掲載するウェブサイトのアドレスを記載することが定められる見込みです。

##### イ 上場会社等における電子提供制度利用の義務づけ

電子提供制度は、上場会社等の振替株式を発行する会社に対しては利用が義務付けられることとなりました(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)9条、改正後の振替法159条の2第1項)。当該制度にかかる改正の施行に伴い、上場会社は、電子提供制度をとる旨の定款の定めを設ける定款変更の決議をしたものとみなされます(整備法10条2項)。

#### (3) 株主提案権の濫用的行使の制限

株主提案権の濫用的行使の制限の趣旨として、取締役会設置会社における株主が同一の株主総会で提案できる議案の数の上限は10となりました(改正後の会社法305条4項・5項)。議案数の数え方も定められ(改正後の会社法305条4項)、上限を超える数の議案が提案された場合、会社は上限超過部分の提案を拒絶することができます。

株主提案権が濫用的に行使されると、株主総会における審議時間等が無駄に割かれたり、株主総会における検討や招集通知の印刷等に要するコストが増加したりする弊害が生ずるため、濫用的行使を制限する目的で規定されました。

### 3 取締役等に関する規律の見直し

取締役等に関する規律の見直しとして、①取締役の報酬等にかかる規律の見直し、②会社補償や役員等のために締結される保険契約(D&O保険)に関する規定の新設、③社外取締役に関する規定の整備等が行われました。

#### (1) 取締役の報酬等にかかる規律の見直し

##### ア 規制の概要

取締役の報酬等の内容の決定手続き等に関する透明性を向上させるとともに、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするために、取締役の報酬等に関して、下記事項が定められました。

① 上場会社等における取締役の報酬等の決定方針を定めることの義務づけ(改正後の会社法361条7項)

② 株式や新株予約権を報酬等として付与する場合に定款又は株主総会決議により上限等を定めることの義務づけ(改正後の会社法361条1項)



- ③ 上場会社が取締役の報酬として株式の発行等をする場合に、金銭の払い込み等を要しないことさらに、法務省令において、取締役の報酬に関する事項について、事業報告による情報開示に関する規定の充実を図ることも予定されています。

#### イ 報酬等の決定方針策定の義務づけについて

今回の改正により、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）等の会社は、定款または株主総会決議による会社法361条1項各号に定める取締役の報酬等の定めがある場合、報酬等の決定方針として、法務省令で定める事項を決定しなければならないとされました（改正後の会社法361条7項）。ただし、コーポレートガバナンス・コードにおいても情報開示が求められていた事項であり（原則 3-1）、対応済みの上場会社も多いと思われます。

また、現行の会社法では、株主総会において会社法361条1項2号または3号の報酬（不確定額報酬または非金銭報酬）に関する議案の提出等をする場合、取締役はその報酬議案の事項を「相当とする理由」の説明が求められています（会社法361条2項）。今回の改正により、会社法361条1項1号の確定額報酬に関しても、当該事項を「相当とする理由」の説明が求められることになりました（改正後の会社法361条4項）。

#### (2) 会社補償やD&O保険に関する規定の新設

役員等が職務の執行に関して責任追及を受けるなどして生じた費用等を会社が補償すること（会社補償）については、明文の規定がなかったため、新たに規定が設けられ、会社補償を行うために必要な手続や、補償の範囲、情報開示の義務等が定められました（改正後の会社法430条の2）。同様に、D&O保険についても新たに規定が設けられ、必要な手続等が定められました（改正後の会社法430条の3）。

#### (3) 社外取締役に関する規定の整備

会社と取締役との利益相反がある場合等に、その都度取締役会の決議等によって会社の業務執行を社外取締役に委託できることとし、委託された業務を執行した場合でも社外取締役の資格を失わないものとする規定が設けられました（改正後の会社法348条の2）。

また、上場会社について、社外取締役の設置が義務付けられることとなりました（改正後の会社法327条の2）。もっとも、上場会社についてはほとんどの会社がすでに社外取締役を設置しており、実務への影響は限定的と考えられます。

## 4 その他の規律の見直し

その他の規律の見直しのうち、主要なものとして、①社債の管理に関する規律の見直し、②株式交付制度の創設が行われました。

#### (1) 社債の管理に関する規律の見直し

社債の管理に関し、現行法上の社債管理者の責任が重く、なり手の確保が難しい等との指摘があったことから、社債権者が自ら社債を管理する場合を前提に、社債管理者よりも権限を限定した社債管理補助者の制度が新たに設けられました（改正後の会社法714条の2～714条の4等）。

また、社債権者集会の決議により、社債に係わる債務の全部又は一部の免除をすることができることが明確化

されました（改正後の会社法706条1項1号）。

#### (2) 株式交付制度の創設

株式会社が他の株式会社を子会社とする場合に、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる株式交付制度が新設されました（改正後の会社法2条32号の2、774条の2～774条の11、816条の2～816条の10）。これは、現行法上の株式交換の制度が完全子会社化を行う場合にしか利用できず、また、新株発行と株式の現物出資と新株発行の構成を取る場合は手続が複雑でコストがかかるとの指摘がされていたことを背景として定められたものです。

#### (3) その他の改正事項

その他、下記の改正が行われました。

- ① 議決権行使書面の閲覧謄写請求について、株主名簿の閲覧謄写請求の場合と同様の規律となり、株主は請求の理由を明らかにしなければならず、会社は一定の場合に当該請求を拒絶できる旨が明文化されました（改正後の会社法311条5項）。
- ② 取締役等の責任追及をする訴訟において会社が和解をする場合に、監査役等の同意を得なければならないこととされました（改正後の会社法849条の2）。
- ③ 募集新株予約権に関する登記事項が改められ、原則的には払込金額を登記すれば足りることとし、例外的に算定方法を登記しなければならないこととされました（改正後の会社法911条3項12号へ）。
- ④ 会社の支店の所在地における登記を廃止することとされました（改正前の会社法930条～932条の削除、令和4年中の施行予定）。
- ⑤ 成年被後見人等であっても取締役に就任できることとした上で、行為の効力に関する規律が整備されました（改正後の会社法331条の2第1項～3項）。

## 5 実務への影響

今回の会社法改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることを目的としてなされたものです。

実務に与える影響としては、当面、取締役の報酬等の規律の見直しに伴う株主総会対応や、事業報告における開示事項の拡充への対応が主要なトピックになると思われます。

また、少し先になりますが、株主総会資料の電子提供制度は、株主総会資料の提供方法を大きく変更するものとなります。現在でも、自社ウェブサイト等において、株主総会資料を任意に掲載している例は少なくありませんが、投資家からは、株主総会資料の内容の充実化と早期提供が強く要請されており、電子提供制度の開始とともに、情報開示の範囲がより広くなっていくことも予想されます。制度開始に向けて、インフラ面の整備を行うと同時に、株主に対する情報開示の在り方についての実質的な検討も必要となるでしょう。

#### <参考資料>

法務省民事局「会社法の改正に関する説明資料」  
 竹林俊憲編「一問一答 令和元年改正会社法」(商事法務、2020年)  
 別冊商事法務編集部編「別冊商事法務No.454 令和元年改正会社法①」  
 別冊商事法務編集部編「別冊商事法務No.454 令和元年改正会社法②」

## 外国法律事務所からの寄稿のご紹介 Watson&Band(華誠)

弁護士 安 保 智 勇  
弁護士 赤 崎 雄 作

「中国上海に本部を置く中国の律師事務所である華誠(Watson & Band)より、中国における従業員個人情報管理について論考を寄稿いただきました。具体的な場面毎における対応策が示唆されており、中国国内で事業展開する日本企業にとって非常に有益な内容となっておりますので、是非参考にさせていただければと思います。なお、同事務所の詳細はHP(日本語)をご覧くださいか(<http://www.watson-band.com/jp/index.htm>)、右のQRコードを読み取って紹介文をご覧ください。」



### 従業員個人情報管理におけるコンプライアンスの要点分析

#### はじめに

個人情報の安全に関わるコンプライアンス作業の徹底に伴い、現在、多くの企業が個人情報のコンプライアンス作業に応じ、法規や監督管理の要求に合わせるために相当のコストを投入している。しかし、実務では、企業は様々の問題に遭う。従って、従業員の個人情報保護に関する企業コンプライアンスを検討することは極めて現実的な意味を持つ。本稿では実際の状況に応じてコンプライアンスの要点を提起するとともに、総合的に提案し、企業の従業員個人情報管理作業の参考とされたい。また、関連法規や監督管理の要点についてご興味がある場合は別途ご連絡ください。

#### 1 具体的な場面におけるコンプライアンスの要点

##### 1.従業員入職前

###### (1)個人履歴書の取得

申込者が自ら送付した場合、企業による当該個人情報の収集は情報主体の授権と同意を得ていると見做せる。第三者から取得した場合、企業は当該第三者に個人情報の出所が法規に合致するか、情報主体の授権と同意を得ているか、企業に履歴書を提出することを情報主体に告知し同意を得ているかを確認する必要がある。長期的に提携する第三者に対しては、提携契約を締結し、情報の出所が法規に合致することの確認義務と責任を明確にすることを企業に提案する。

面接に至らなかった履歴書は原則直ちに削除し、または定期検査整理メカニズムを築くべきである。人材プールを設けるまたは関連主体に履歴書を提出する場合、企業はメールまたはその他の電子的方法で当該情報主体の授権と同意を得ることができるが、使用において前記の目的を超えるべきではない。

###### (2)健康診断報告書の取得

健康診断報告書は企業の収集すべき従業員情報の一つ。個人の健康・生理の情報は敏感な情報である。一旦漏洩し、不法に提供または濫用されたら、人身と財産の安全に危害を与え、個人の名誉・心身の健康を損ない、または差別的待遇を招く可能性があるため、この情報にはより多くの保護を与える必要がある。

最小限に、採用通知書の中で健康診断の項目が仕事と関連性があるか否かを説明することを提案する。そしてメールの受領確認などの方式で情報主体の明示的な同意を得て、従業員が正式に入職手続を行う際、また書面をもって授権を得ることもできる。当該情報は目的を実現したら速やかに破棄または削除すべきである。

##### 2.従業員入職後

###### (1)個人プロフィールの作成

従業員は通常、企業の一般の管理ニーズにより、入職後に個人プロフィール作成のための個人情報登録シートに記入するよう求められる。従業員が自ら記入した行為は企業による当該情報の収集に授権・同意したと見做せる。しかし、目的明確化するために、従業員ハンドブックまたは労働契約書などの文書で個人情報収集の範囲、使用目的および保存期限などの内容を明確にすることを企業に提案する。

###### (2)生体情報の収集と使用

指紋による出退勤記録、顔スキャンによる出入管理などの技術の普及につれて、従業員の指紋、顔の特徴などの生体情報を出退勤管理のために収集する企業が多くなりつつある。企業においては、初回の収集前に従業員に書面の告知を送



付し、授権と同意を得ることを提案する。同時に、従業員ハンドブックまたは作業管理書類に個人の生体識別情報の保護規則を追加し、その内容を従業員研修に入れることも提案する。

### (3) モニタリング

企業は営業秘密を保護するために、内部でモニタリング体系を築き、従業員のメールのやり取りをモニタリングする企業がある。

上記モニタリングを含む各種措置を講じる際、モニタリングの必要性、合理性、リスクと生じうる結果を評価し、当該措置が必須であるか、代替案があるかを検討するよう提案する。企業は従業員にモニタリングのシーンとモニタリングの目的、収集する情報の種類および処理方法を告知すべきである。

モニタリング情報は従業員のプライバシー性の高い行為に関する情報に属するため、企業は情報の漏洩により企業と従業員個人に悪影響を招かないように、これらの情報の収集と使用に厳格な管理制度およびアクセス権限を設け、かつ責任者、使用目的および保存期限を明確にすることを提案する。

### (4) 従業員の個人情報の越境発送

オフィスが異なる国に位置することや管理上のニーズから、従業員の情報を国外の親会社に発送する必要がある企業もあるが、これは個人情報の越境発送のコンプライアンスに係る。「個人情報出国安全評価弁法(意見募集稿)」の要求によれば、企業は個人情報を国外に出す前に、自己評価を行い、所在地の省級インターネット情報機関に個人情報出国安全評価を申告しなければならない。その第14条によれば、企業は国外の受取人と契約または法的効力を持つ他の文書を締結しなければならず、かつ電子メール、インスタントメッセージ、書簡、ファクシミリなどの方式で個人情報の主体にネットワークの運営者と受取人の基本状況、および国外に個人情報を提供する目的、提供する類型と保存期間を告知しなければならない。この文書はまだ発効していないため、企業において、この評価弁法に基づき、先に個人情報国外発送のコンプライアンスのプロセスを構築し、将来、文書の公布・発効に従い速やかに調整することを提案する。

### (5) 委託、共有、譲渡、開示または公開の場合

企業運営において、従業員の個人情報を第三者に処理してもらったり、譲渡したりすることがある。たとえば内部の財務処理作業を第三者機関にアウトソーシングし、または企業の統合・分割・再編のため、従業員の個人情報を共有・譲渡する必

要がある場合である。

企業への提案として、第三者に委託する際、授権と同意の例外が存在するか否かを厳格に区分し、委託行為による個人情報の安全への影響を評価し、受託者に監督措置を講じ、受託者が個人情報を処理する状況を記録・保存し、それに応じてリスク発生時の救済措置を制定する。

### 3. 従業員の離職後

従業員が企業と労働関係を解除して離職した後、その個人情報の処理については、仕事の引継ぎにおいて、当該部分の個人情報の処理につき従業員と書面による約定を行い、留保期間、当該情報の使用目的と用途、および第三者が従業員の背景調査を行う根拠として対外に提供してもよいか否かを明確にすることを企業に提案する。約定した目的の完了後、企業は速やかに当該情報を削除または匿名化処理を行うべきである。

## 2 結びと提案

現在、企業の従業員個人情報保護作業は、個人情報保護の法規および監督管理の要求を選択的に適用する必要があることから、企業への提案としては、その個人情報安全コンプライアンス体系の構築や整備において、従業員の個人情報保護をその一環として、制度文書の考案および実行を行うと同時に、下記4点から重点的に検討する。

1. 既存の従業員個人情報の収集と使用のコンプライアンス状況を評価し、一般の個人情報と敏感な個人情報を区分し、分類整理を行う。
2. コンプライアンス作業の主導機関を設立し、人事部門、法務コンプライアンス部門およびIT部門の関係者を集めてこれらの作業を処理し、従業員個人情報のコンプライアンス作業を立案し、操作性と実現可能性を向上させる。
3. 従業員個人情報の発送、保存などの段階において安全保護措置を講じ、暗号化発送の要求、アクセス制限、周期的検査・監査などの制度を設ける。
4. 最近、個人情報とデータの安全に関する法規および監督管理の要求が頻繁に公布、更新されているため、監督管理の要求に常に留意して速やかに調整し、必要時は専門機関に規則の解説への協力およびコンプライアンスについての提案を依頼することを考慮する。

令和元年会社法改正法は、株式会社が、その株式を対価として円滑に他の株式会社を子会社とするための制度として、部分的「株式交換」ともいふべき「株式交付制度」を新設しました(会社法第5編第4章の2 株式交付)。この制度はこの春から施行される予定です。今回は、この制度について解説します。

## 1 制度の趣旨

株式会社が他の株式会社を買収するための会社法上の制度として株式交換制度がありますが、これは完全親子関係を創出するための制度です。被買収会社の株式を部分的に取得して被買収会社を子会社化するときは、その株式を現物出資財産とする募集株式の発行等を行うこととなりますが、現物出資規制(検査役調査や財産価額てん補責任)が実務上のネックとなります。

株式交付制度は、「株式交付親会社」と「株式交付子会社」間に親子会社関係が創設されることに着目して、株式交換等と同様の「組織再編手続」により株主・債権者の保護を図ることとして、募集株式の発行等の手続によることなく(現物出資規制や有利発行規制なし)、親子会社関係を創設するものです。

## 2 制度の概要

株式交付制度は、株式会社が、株式交付により、他の株式会社(外国会社を含まない)を(過半数議決権基準による)子会社化する場合に限り、利用することができます。株式交付親会社は、株式交付子会社の株式譲渡人に、対価として、株式交付親会社の株式とともに、それ以外の金銭等も交付することができます。また、株式交付子会社の新株予約権者から、当該会社の株式と併せて、当該新株予約権等を譲り受けることができます。株式交付は基本的に株式交換制度と同様に規律され、株式交付無効の訴え制度も設けられています。

他方、株式交付親会社は、株式交付子会社の株式等を、法律上当然に取得するのではなく、当該会社の株主との合意により譲り受けることとされ、株式譲渡の申込み・承諾・債務の履行手続がとられます(株式の有償譲受構成)。株式交付親会社と株式交付子会社の間に契約関係はなく、株式交付子会社の株式が譲渡制限株式の場合は、譲渡承認手続が必要となります。このほか、金商法上の発行開示・公開買付規制の適用が問題となります。

## 3 株式交付親会社における手続

株式交付親会社は「株式交付計画」を作成しなければなりません。株式交付計画において、株式交付子会社の商号・住所、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式数の下限(株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とする)、申込期日、効力発生日等を定めなければなりません。株式交換の場合と同様、事前開示手続と事後開示手続が定められています。

株式交付親会社は効力発生日の前日までに株主総会の特別決議により株式交付計画の承認を得なければなりません。株式交換の場合と同様、簡易手続が定められています(略式手続はなし)。簡易手続の要件を満たす場合を除いて、反対株主の株式買取請求権や株式交付差止請求権が認められます。債権者異議手続をとらなければならない場合があります。

効力発生日に債権者異議手続が終了していない場合や株式交付を中止した場合のほか、効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式交付子会社の株式総数が株式交付計画所定の下限の数に満たない場合にも、株式交付の効力は生じません。なお、当初の効力発生日から3か月以内の日であれば、株式交付親会社は効力発生日を変更することができます。

## 4 株式交付子会社の株式譲渡しの申込み等

株式交付親会社は、株式交付子会社の株式譲渡の申込みをしようとする者に対し株式交付計画の内容等を通知しなければなりません(目論見書を交付する場合の特則あり)。申込者は、株式交付計画所定の申込期日までに、譲渡株式数等を記載した書面を株式交付親会社に交付し、株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者とその者に割り当てる譲受株式数を定め、効力発生日の前日までに、これを申込者に通知します。申込者は、これにより通知を受けた株式の譲渡人となります(総数譲渡契約を締結する場合の特則あり)。株式譲渡の無効・取消しに係る民法の規定の適用除外規定が設けられています。

効力発生日に、譲渡人は通知を受けた株式を株式交付親会社に給付し(権利移転の対抗要件を具備する必要)、株式交付親会社は当該株式を譲り受け、当該譲渡人は、株式交付親会社の株式を取得し、その株主となります。



## 「内部通報制度の理論と実務」【438頁】

刊行中

弁護士法人中央総合法律事務所 編

本書は、当事務所のオブカウンセル弁護士である森本滋京都大学名誉教授の指導の下、コンプライアンス経営の推進、企業価値の維持向上の観点から内部通報制度について、当事務所の中堅・若手弁護士による研究会を実施し、その成果を書籍化したものです。

依然として大きな企業不祥事が止むことはなく、日本を代表する企業においてすら、経営の根幹を揺るがすような不祥事件が、現在進行形で発生しているのが現実です。重大な企業不祥事に関する調査報告書では、内部通報制度の実効性の向上が再発防止策として掲げられることが多いといえます。

令和2年6月には、一定規模以上の事業者に対して内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備を義務付ける改正公益通報者保護法が成立し、近時注目を集める分野であると考えます。改正法も踏まえた本書が実効性ある内部通報制度の構築・運用に少しでも寄与するところとなれば幸いです。



## 旅行先での経験



弁護士 金木 伸行

私は、幼少期から両親に家族旅行に連れて行ってもらった影響もあり、旅行を趣味にしています。

そして、私は、旅行先の日常、歴史や文化に直に触れることができることが旅行の醍醐味だと思っています。

一昨年は、夏季に熊本市、冬季に長崎市と2度に分けて九州旅行をしました。

夏季に行った熊本旅行で印象に残っているのは、熊本城です。熊本城は、平成28(2016)年4月に発生した熊本地震により、損傷し、私が熊本城を訪れたときも、まだ修復工事を行われていました。報道を通じて、熊本城が同地震により損傷したことは知っていましたが、実際に石垣が崩れ落ちている等損傷した状態を目の当たりにし、熊本地震から3年が経過した一昨年でも熊本地震の影響が未だに残っていることを知りました。他方で、地元ガイドの方のお話をお聞きし、熊本城を復興させようとする地元の方々の熱意を感じることができました。

次に、冬季にいった長崎旅行で印象に残っているのは、長崎市の街並みと歴史です。長崎市は、江戸幕府の鎖国政策の下、唯一、オランダと中国(当時の清国)の2か国に限って貿易が行われた都市であり、開国後も海外との貿易が盛んに行われた都市です。このことから、現在でも同市には、貿易都市として影響を受けた当時の建物が多く残っており、市街地の街並みは、異国情緒を感じさせるものでした。また、長崎市街地を歩いて散策していると、想像以上の傾斜の場所もあり、長崎市が坂の街であることを実感しました。私は、出身地が広島ということもあり、幼少期から平和について考える機会も多く、長崎を訪れた際には、長崎原爆資料館及び関連施設を訪れようと思っており、この度、これらの施設を訪問しました。これらの施設の訪問を通じて、広島と共に世界で2つしかない被爆地「長崎」を知り、平和について改めて考える機会となりました。

昨年の九州旅行を通じて、実際に現場に足を運び、自らの目で見て確認し、考える機会を持つことは、重要であると改めて感じました。このことは、弁護士業務にも通ずることがあると考えており、実際に現場に足を運び、自らの目で見て確認することの重要性を意識して日々の執務に臨んでまいりたいと思っております。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、旅行することが難しくなっていますが、一日でも早く新型コロナウイルスが終息し、再び様々な場所に旅行することができる日を迎えられるよう祈念しております。



## 元検察官の弁護士日記 財産犯の告訴について

弁護士 北川 健太郎  
(オプカウンセル)

弁護士  
北川 健太郎  
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉  
最高検察庁  
刑事部長・監察指導部長  
大阪高等検察庁  
次席検事・刑事部長  
大阪地方検察庁  
検事正・次席検事・刑事部長  
京都地方検察庁  
特別刑事部長  
神戸地方検察庁  
刑事部長  
那覇地方検察庁  
検事正  
高知地方検察庁  
次席検事  
外務省(出向)  
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官ということもあり、詐欺や横領といった財産犯の告訴について相談を受けることがよくあります。その際、ご留意願っていることを今回書くことにしました。

まず、警察は非常に多忙です(ついでに検察庁もです)。特に、大阪府警の繁忙度は全国的にも屈指のレベルにあります(しつこいようですが大阪地検もです)。ちなみに、警察白書(令和2年版)によりますと、刑法犯の認知件数では、東京都104,664件に対して大阪府84,672件(東京の約80.1%)であり、他方、これらの事件捜査に当たる警察官数では、定員ベースで警視庁43,486人に対して大阪府警21,474人(東京の約49.4%)となっています。つまり、数値上、大阪府警は警視庁の半分の人数で東京の8割の数の事件を捜査していることになるわけです。もちろん、首都東京では、国会、官庁、大使館など重要施設やVIPの警備・警護などの業務負担もありますから単純な比較はできません。しかし、昔、大阪府警のある幹部が「東京の半分くらいの人数で捜査しているんですよ。」と人手不足を嘆くのを聞いたことがありますから、当たらずといえども遠からずの面はありそうに思います。

実際問題、各警察署において、告訴事件を担当する捜査部門は、当然のことながら他の事件も多数担当していますから、捜査対象事件には優先度をつけざるを得ず、重要事件や緊急性を要する事件に人員を割いた結果として、被疑者が逃亡したりすることもなく捜査にも手間がかかる事件は、不可避的に後回しになってしまいます。第一線の警察官は、必要とあれば、それこそ不眠不休で捜査をして

くれますが、それにも限界はあります。

そのような事情にあり、かつ警察官の飛躍的な増員も当面望めない以上、早々に告訴事件の捜査を遂げてもらうためには、告訴人サイドで、個別の事件に応じた様々な工夫をすることが賢い対策ということになります。例えば、①告訴する事実をあれもこれもと欲張らず、重要なものや証拠関係が確実なものだけに絞り込むこと、②入手可能な証拠をできるだけ自前で入手しておくこと、③協力を受けられた参考人(証人)の供述をごく簡略な形で供述書や報告書として証拠化しておくことなどが考えられます。告訴状についても、事案が複雑な場合は、事実関係と証拠関係を丁寧に整理・解説して捜査を要すると思われる事項を明確にしておくことが望ましいといえます。ある弁護士(元先輩検事)が「このとおりに捜査すれば起訴できる、みたいな告訴状を書くんだよ。」と言っているとおりで。

示談を主たる目的とする告訴は、他事件の捜査時間を失わせてしまうという意味合いからも、やめていただきたいと思います。私も、検察官当時、逮捕寸前の段階で、捜査を察知した被疑者と告訴人が突然示談をして告訴も取り消されてしまい、それまでの捜査が水の泡となった経験があり、以後、告訴人(告訴代理人)にも注意を払うようになりました。他方、捜査が難航して起訴が困難と判断される場合、せめて民事的な解決でもと考えた捜査官から示談を勧められることもあります。そのようなときは、捜査官としても、被疑者サイドが示談に応じるとの感触を得た上で、できる限り話には乗っていただきたいと思う次第です。

### 【セミナー・ウェビナー・メールマガジンのご案内】

当事務所では金融分野を中心に各種セミナーやウェビナーを随時開催しており、詳細については当事務所ホームページに掲載しております。ご興味のある方は是非、一度、当事務所ホームページをご高覧ください。中央総合法律事務所ホームページ (<https://www.clo.jp/>) トップページ中程の最新ニュースより「セミナー」ボタンを押下していただくと各種セミナー一覧がご覧頂けます。

また、2020年4月よりメールマガジンの配信もはじめました。

こちらも当事務所ホームページよりトップページ右上の「法律コラム」タブを押下していただくと各種法律コラムとメルマガ一覧がご覧頂けます。配信希望の方はメールアドレス([clo\\_ml.touroku@clo.gr.jp](mailto:clo_ml.touroku@clo.gr.jp))から「**件名:メルマガ配信希望**」として会社名、部署名、氏名、メールアドレスを記載してお申し込みください。

#### ●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 謙二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤 寿美伶	弁護士 祐川 友磨
弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠
弁護士 秋山 絵理子	弁護士 宮本 庸弘	弁護士 榎本 辰則	弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典
弁護士 谷 崇彦	弁護士 山村 真吾	弁護士 中嶋 章人	弁護士 久保 貴裕	弁護士 榎 陽	弁護士 森本 滋	森本 滋
弁護士 北川 健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一	弁護士 ルシнда・ローマン	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊	弁護士 アダム・ニューハウス	弁護士 (オプカウンセル)